

大阪府後期高齢者医療広域連合聴聞等の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年７月２４日

大阪府後期高齢者医療広域連合長 野田 義和

大阪府後期高齢者医療広域連合規則第 9 号

大阪府後期高齢者医療広域連合聴聞等の手続に関する規則の一部を改正する規則

大阪府後期高齢者医療広域連合聴聞等の手続に関する規則（平成 1 9 年大阪府後期高齢者医療広域連合規則第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（聴聞の通知） 第 3 条 （略） 2 法第 1 5 条第 4 項の<u>公示の方法による通知は、公示送達書（様式第 2 号）により行うものとし、同項の同条第 1 項各号に掲げる事項を記載した書面（以下「交付書面」という。）は、聴聞通知書によるものとする。</u> （聴聞の期日の変更） 第 4 条 当事者は、広域連合長が法第 1 5 条第 1 項の<u>規定による通知又は同条第 4 項の公示の方法による通知</u>をした場合において、やむを得ない理由があるときは、広域連合長に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。 2 ～ 4 （略） （弁明の機会の付与の通知）	（聴聞の通知） 第 3 条 （略） 2 法第 1 5 条第 3 項の書面は、<u>聴聞通知書によるものとし、同項の規定による掲示は、公示送達書（様式第 2 号）により行わなければならない。</u> （聴聞の期日の変更） 第 4 条 当事者は、広域連合長が法第 1 5 条第 1 項又は同条第 3 項の<u>規定による通知</u>をした場合において、やむを得ない理由があるときは、広域連合長に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。 2 ～ 4 （略） （弁明の機会の付与の通知）

第13条 (略)

2 法第31条において準用する法第15条第4項の公示の方法による通知は、公示送達書により行うものとし、同項の交付書面は、弁明の機会の付与通知書によるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第14条 第4条の規定は、口頭による弁明の機会の付与について準用する。この場合において、「法第15条第1項」とあるのは「法第30条」と、「同条第4項」とあるのは「法第31条において準用する法第15条第4項」と、「聴聞の期日」とあるのは「出頭すべき日時」と、「当事者及び参加人（その時までに法第17条第1項の規定による求めを受諾し、又は許可を受けている者に限る。）」とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。

第3章 (略)

(公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く方法)

第15条 条例第15条第4項（条例第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規則で定める方法は、行政手続法第15条第4項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令（令和7年総務省令第103号）に定める方法とする。

(法に基づく聴聞等に関する手続の準用)

第13条 (略)

2 法第31条において準用する法第15条第3項の書面は、弁明の機会の付与通知書によるものとし、同項の規定による揭示は、公示送達書（様式第2号）により行わなければならない。

(聴聞に関する手続の準用)

第14条 第4条の規定は、口頭による弁明の機会の付与について準用する。この場合において、「法第15条第1項又は同条第3項」とあるのは「法第30条又は法第31条において準用する法第15条第3項」と、「聴聞の期日」とあるのは「出頭すべき日時」と、「当事者及び参加人（その時までに法第17条第1項の規定による求めを受諾し、又は許可を受けている者に限る。）」とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。

第3章 (略)

【新設】

(法に基づく聴聞等に関する手続の準用)

第16条 (略)

(略)	(略)	(略)
第3条第2項	法第15条第4項	条例第15条第4項
第4条第1項	法第15条第1項	条例第15条第1項
(略)	(略)	(略)
第7条第2項	法第19条第2項各号	条例第19条第2項各号
(略)	(略)	(略)
第13条第2項	法第31条において準用する法第15条第4項	条例第29条において準用する条例第15条第4項
第14条	第4条	第16条第1項において準用する第4条
	法第15条第1項	条例第15条第1項
	法第30条	条例第28条第1項
	法第31条において準用する法第15条第4項	条例第29条において準用する条例第15条第4項
	(略)	(略)

2 (略)

第15条 (略)

(略)	(略)	(略)
第3条第2項	法第15条第3項	条例第15条第3項
第4条第1項	法第15条第1項又は同条第3項	条例第15条第1項又は同条第3項
(略)	(略)	(略)
第7条第2項	法第19条第2項	条例第19条第2項
(略)	(略)	(略)
第13条第2項	法第31条において準用する法第15条第3項	条例第29条において準用する条例第15条第3項
第14条	第4条	第15条第1項において準用する第4条
	法第15条第1項又は同条第3項	条例第15条第1項又は同条第3項
	法第30条又は法第31条において準用する法第15条第3項	条例第28条第1項又は条例第29条において準用する条例第15条第3項
	(略)	(略)

2 (略)

様式第 1 号 (第 3 条、第 1 6 条において準用する第 3 条関係)
(略)

様式第 2 号その 1 (第 3 条、第 1 6 条において準用する第 3 条関係)

第 号	
公示送達書	
送達を受けるべき者の住所及び氏名 〔法人その他の団体にあっては、事務 所の所在地、名称及び代表者の氏名〕	
聴聞の期日及び場所	
聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地	

上記の者に係る 行政手続法第 1 5 条第 1 項 各号
大阪府後期高齢者医療広域連合行政手続条例第 1 5 条第 1 項
に掲げる事項を記載した聴聞通知書を 課において保管し、送達を受けるべき者に
いつでも交付します。

年 月 日

大阪府後期高齢者医療広域連合長

(注) 上記の聴聞通知書は、 年 月 日を経過したときは、 行政手続法第 1
大阪府後期高齢
5 条第 4 項
者医療広域連合行政手続条例第 1 5 条第 4 項 の規定により、送達があったものと
みなされます。

様式第 1 号 (第 3 条、第 1 5 条において準用する第 3 条関係)
(略)

様式第 2 号その 1 (第 3 条、第 1 5 条において準用する第 3 条関係)

第 号	
公示送達書	
送達を受けるべき者の住所及び氏名 〔法人その他の団体にあっては、事務 所の所在地、名称及び代表者の氏名〕	
聴聞の期日及び場所	
聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地	

上記の者に係る 行政手続法第 1 5 条第 1 項 各号
大阪府後期高齢者医療広域連合行政手続条例第 1 5 条第 1 項 各号
に掲げる事項を記載した聴聞通知書を 課において保管し、送達を受けるべき者に
いつでも交付します。

年 月 日

大阪府後期高齢者医療広域連合長

(注) 上記の聴聞通知書は、 年 月 日を経過したときは、 行政手続法第 1
大阪府後期高齢
5 条第 3 項
者医療広域連合行政手続条例第 1 5 条第 3 項 の規定により、送達があったものと
みなされます。

様式第2号その2 (第13条、第16条において準用する第3条関係)

第 号

公示送達書

送達を受けるべき者の住所及び氏名 〔法人その他の団体にあつては、事務 所の所在地、名称及び代表者の氏名〕	
口頭による弁明の機会の付与の有無	
弁明書の提出先又は出頭すべき場所	
弁明書の提出期限又は出頭すべき日時	

上記の者に係る 行政手続法第30条 各号
大阪府後期高齢者医療広域連合行政手続条例第28条第1項
に掲げる事項を記載した弁明の機会の付与通知書を 課において保管し、送達を受
けるべき者にいつでも交付します。

年 月 日

大阪府後期高齢者医療広域連合長

(注) 上記の弁明の機会の付与通知書は、 年 月 日を経過したときは、
行政手続法第31条において準用する同法第15条第4項
大阪府後期高齢者医療広域連合行政手続条例第29条において準用する同条例第1
5条第4項 の規定により、送達があったものとみなされます。

様式第2号その2 (第13条、第15条において準用する第3条関係)

第 号

公示送達書

送達を受けるべき者の住所及び氏名 〔法人その他の団体にあつては、事務 所の所在地、名称及び代表者の氏名〕	
口頭による弁明の機会の付与の有無	
弁明書の提出先又は出頭すべき場所	
弁明書の提出期限又は出頭すべき日時	

上記の者に係る 行政手続法第30条 各号
大阪府後期高齢者医療広域連合行政手続条例第28条第1項 各号
に掲げる事項を記載した弁明の機会の付与通知書を 課において保管し、送達を受
けるべき者にいつでも交付します。

年 月 日

大阪府後期高齢者医療広域連合長

(注) 上記の弁明の機会の付与通知書は、 年 月 日を経過したときは、
行政手続法第31条において準用する同法第15条第3項
大阪府後期高齢者医療広域連合行政手続条例第29条において準用する同条例第1
5条第3項 の規定により、送達があったものとみなされます。

様式第3号 (第5条、第16条において準用する第5条関係)
(略)

様式第4号 (第6条、第16条において準用する第6条関係)
(略)

様式第5号 (第8条、第16条において準用する第8条関係)
(略)

様式第6号 (第11条、第16条において準用する第11条関係)
(略)

様式第7号 (第11条、第16条において準用する第11条関係)
(略)

様式第8号 (第12条、第16条において準用する第12条関係)
(略)

様式第9号その2 (第16条において準用する第13条関係)
(略)

様式第3号 (第5条、第15条において準用する第5条関係)
(略)

様式第4号 (第6条、第15条において準用する第6条関係)
(略)

様式第5号 (第8条、第15条において準用する第8条関係)
(略)

様式第6号 (第11条、第15条において準用する第11条関係)
(略)

様式第7号 (第11条、第15条において準用する第11条関係)
(略)

様式第8号 (第12条、第15条において準用する第12条関係)
(略)

様式第9号その2 (第15条において準用する第13条関係)
(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。